

	<p>の二並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く</p>	
	<p>「調整前連結税額」という</p>	<p>同じ</p>

附則第三十三条第一項の表第五項の項中「(第六十八条の九の二第七項)の下に「の規定により読み替えて適用する場合を含む。」、第六十八条の十第五項」を加え、「第六十八条の九第十一項(所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号)附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項)を「第六十八条の十第五項」に改める。

附則第六十一条第二項中「新震災特例法第十条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第九条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（附則第六十二条第二項及び第六十五条第二項において「平成二十五年新震災特例法」という。）第十条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

附則第六十三条第二項中「新震災特例法第十七条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「平成二十五年新震災特例法第十七条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

附則第六十五条第二項中「新震災特例法第二十五条の二の二第一項に規定する避難解除区域」を「平成二十五年新震災特例法第二十五条の二の三第一項に規定する避難解除区域等」に、「当該避難解除区域」を「当該避難解除区域等」に改め、「以後五年を経過する日」を削る。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第一百十六条 所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第六十三條を次のように改める。

第六十三條 削除

附則第七十五條を次のように改める。

第七十五條 削除

(沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第一百七七條 沖繩の復歸に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八十條第一項中「掲げる措置」を「定める措置」に改め、同項第三号中「四十三年」を「四十八年」に改める。

第八十二條中「四十五年」を「四十八年」に改める。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律の一部改正)

第一百十八條 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成六年法律第六六号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「課税資産の譲渡等」の下に「(同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び同法第五条第一項に規定する特定課税仕入れ」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第百十九条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表平成二十九年三月三十一日の項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年九月三十日」に改める。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第二百十条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「九年」を「十年」に、「百分の八十」を「百分の五十」に改める。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第二百十一条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項中「一般電気事業者又は卸電気事業者(電気事業法第二条第一項第四号に規定する卸電気事業者をいう。)」を「電気事業法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者」に改める。

(郵政民営化法の一部改正)

第二百二十二条 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一百七十九条第十六項中「第二条第十二号の七の三」を「第二条第十二号の七」に改める。

(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正)

第二百二十三条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号及び第三項第五号並びに第六条第二項第五号及び第三項第五号中「第十一条各項」を「第十一条」に改める。

第十一条第一項を削り、同条第二項中「認定研究開発事業者又は認定統括事業者の」を「認定研究開発事業者(第四条第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。)又は認定統括事業者(第六条第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従って設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。)」の「に」、「この項」を「この条」に改め、「租税特別

措置法」の下に「(昭和三十二年法律第二十六号)」を加え、同項を同条とする。

第十五条第四項中「第十一条第二項」を「第十一条」に改める。

(公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二十四条 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号) 附則第十二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十二条第一項中「有し、かつ」を「有する者(以下この項において「保険料納付済期間等を有する者」という。)のうち」、「次の各号」を「第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に、「同法第二十六条及び第三十七条(第四号に限る。)」を「同条」に、「みなす。」を「みなし、保険料納付済期間等を有する者のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間(附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。)」とを合算した期間が二十五年に満た

ない者であつて第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第三十七条（第三号及び第四号に限る。）の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす。」に改め、同項第九号中「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は」を削り、「こと若しくは」を「こと又は」に改め、同項第十一号中「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項第十三号中「の規定の適用を受けることにより厚生年金保険法による老齢厚生年金を受けることができること又は同項若しくは」を「又は」に改め、同項第十五号中「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金を受けることができること（前号に該当する場合を除く。）又は」を削り、「同項」を「平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項」に、「同号」を「前号」に改め、同項に次の一号を加える。

二十 共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団が支給する退職共済年金を受けることができるこ

と（その受給権者が大正十五年四月二日以後に生まれた者である場合に限り、第二号から第七号まで、第十八号及び前号のいずれかに該当する場合を除く。）。

第四条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十二條の改正規定を削る。

第十條のうち、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第七十六條の改正規定、同法第八十八條第一項の改正規定、同法附則第十二條の二の二第一項及び第十二條の三第三号の改正規定、同法附則第十三條第一項の表の改正規定、同法附則第十三條の五の改正規定並びに同法附則第十三條の六の改正規定を削り、同法附則第十三條の十第一項の改正規定中「中「二十五年」を「十年」に改め、同項」を削る。

第十條の次に次の一條を加える。

（平成二十四年一元化法附則第三十六條第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二條の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部改正）

第十條の二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六條第一項又は第三項の規

定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十六条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第八十八条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

附則第十二条の二の二第一項及び第十二条の三第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第十三条第一項の表第七十六条第一項第一号の項、第七十六条第二項第三号の項及び附則第十二条の三第三号の項を削る。

附則第十三条の五の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」を削り、「第七十六条及び附則第十二条の三」を「第八十八条第一項第四号」に改める。

附則第十三条の六の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

第十五条のうち、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第七十八条の改正規定、同法第九十九条第一項の改正規定、同法附則第十九条第三号の改正規定、同法附則第二十八条の四第一項及び第二項の改正規定、同法附則第二十八条の九の改正規定並びに同法附則第二十八条の十の改正規定を削り、同法附則第二十八条の十三第一項の改正規定中「中」「二十五年」を「十年」に改め、同項」を削る。

第十五条の次に次の一条を加える。

（平成二十四年一元化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部改正）

第十五条の二 平成二十四年一元化法附則第六十条第一項又は第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項第一号中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に、「二十五年」を「十年」に改め、同項第二号及び同条第二項第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

第九十九条第一項第一号中「失踪」を「失踪」に改め、同項第四号中「受給権者」の下に「（組合員期間等が二十五年以上である者に限る。）」を加える。

附則第十九条第三号中「二十五年」を「十年」に改める。

附則第二十八条の四第一項中「第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削り、同条第二項中「前項の規定の適用を受ける者」を「前項に規定する警察職員」に改める。

附則第二十八条の九の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条中「が、退職共済年金を受ける権利を有しない者であつて、その者の」を「の組合員期間等が二十五年未満であつて、かつ、」に改め、「ものである」、「第七十八条」及び「及び附則第十九条」を削る。

附則第二十八条の十の見出し中「退職共済年金」を「遺族共済年金」に改め、同条第二号中「が退職共済年金の受給権者でない」を「の組合員期間等が二十五年未満である」に改める。

第十九条中私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第三十九条第三号の改正規定を

削る。

第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第八条第三項の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第九条の二」を「第九条」に改める。

第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第十条の改正規定を削り、同法第十八条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第九条の二を削る。

第二十四条のうち社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第三十七条第一項第四号の改正規定中「第三十七条第一項第四号」を「第四十条第一項第四号」に改める。

附則第三十五条を次のように改める。

（退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置）

第三十五条 施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額（退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職

域加算額」という。)の受給権を有しない者であつて、改正前支給要件規定(第十条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第三十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づき命令の規定を含む。)をいう。以下この条において同じ。)による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第四十条を次のように改める。

(退職共済年金の職域加算額の支給に関する経過措置)

第四十条 施行日の前日において現に平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額(退職を給付事由とするものに限る。以下この条において「退職共済年金の職域加

算額」という。)の受給権を有しない者であつて、改正前支給要件規定(第十五条の二の規定による改正後の平成二十四年一元化法附則第六十条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法及び同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法(平成二十四年一元化法附則第一条各号に掲げる規定を除く。)による改正前のその他の法律の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)をいう。以下この条において同じ。)による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するものについては、施行日において改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額の支給要件に該当するに至つたものとみなして、施行日以後、その者に対し、改正前支給要件規定による退職共済年金の職域加算額を支給する。この場合において、改正前支給要件規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第六十八条及び第六十九条を次のように改める。

(平成二十四年一元化法の一部改正)

第六十八条 平成二十四年一元化法の一部を次のように改正する。

附則第三十五条第一項中「、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算

した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）」とを削り、「第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者に限る。」又は「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に、「特定衛視等」と、「を」を「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定衛視等に限る。」又は同項に規定する特定衛視等」と、「に改め、同条第四項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

附則第五十九条第一項中「第四十二条、第五十八条第一項第四号及び同法附則第八条」を「第五十八条第一項第四号」に、「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改め、同条第五項中「同法第四十二条第二号に該当する者」を「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」に改める。

第六十九条 削除

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二百二十五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十一条第一項の改正規定中「第十一条の四第一項及び第二項」の下に「第十三条の五第六項」を加え、同法附則第十三条の四第一項の改正規定の次に次のように加える。

附則第十三条の五第一項中「又は第二項」を「第二項又は第四項」に改め、同条第六項中「の受給権者が被保険者である間」を「は、その受給権者が被保険者等である日が属する月において」に改める。

第一条のうち厚生年金保険法附則第二十九条第八項を同条第九項とする改正規定中「同条第八項」を「同条第八項中「第三十三条」を「第二条の五、第三十三条」に改め、同項」に改める。

附則第十一条第一項中「及び施行日において公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のため

の国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号。以下「平成二十四年国民年金等改正法」という。）附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この条において同じ。）又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削り、同条第二項中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削り、同条第三項中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条又は第四十条の規定により次に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削る。

附則第二十一条中「及び施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は第四十条の規定により同項各号に掲げる年金たる給付の受給権を有するに至った者」を削る。

附則第三十五条第一項中「については」の下に「、同法第四十二条第二号中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上」とあるのは「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する特定

衛視等（第五十八条第一項第四号において「特定衛視等」という。）と」を加え、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「第四十二条第二号に該当する者」に改め、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第三十五条第一項に規定する」を削り、同条第四項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「同法第四十二条第二号に該当する者」に改める。

附則第三十七条第一項中「並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等」を削る。

附則第五十九条第一項中「第五十八条第一項第四号」を「第四十二条、第五十八条第一項第四号及び同法附則第八条」に、「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「同法第四十二条第二号に該当する者」に改め、同条第五項中「保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上である者」を「同法第四十二条第二号に該当する者」に改める。

附則第六十一条第一項中「並びに施行日において平成二十四年国民年金等改正法附則第四十条の規定により受給権を有するに至った者に対する同条に規定する退職共済年金等」を削る。

附則第七十九条中「並びに施行日において私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十四年国民年金等改正法附則第三十五条の規定により受給権を有するに至った者に対する改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付」を削る。

附則第八十七条のうち国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）附則第七条の五第四項の改正規定中「あつた期間に係る」を「あつた期間」に、「第四号厚生年金被保険者期間に係る」を「第四号厚生年金被保険者期間」に、「組合員又は加入者であつた期間に基づく」を「厚生年金保険の被保険者であつた期間に基づく」を「組合員若しくは加入者」を「厚生年金保険の被保険者」に改める。

附則第八十八条中国国民年金法等の一部を改正する法律附則第十二条第一項の改正規定を次のように改める。

附則第十二条第一項第四号中「含む。」が「を」含み、厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間（以下「第一号厚生年金被保険者期間」という。）に係るものに限る。）が「に改め、同項第八号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第二項」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第二項」に、「同法附則第十三条の五」を「同条第四項」に、「同条」を「同項」

に改め、同項第九号中「国家公務員共済組合法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた同法による退職共済年金」を「平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による老齢厚生年金」に、「同法附則第十三条の五若しくは第十三条の六」を「その者の遺族（厚生年金保険法第五十九条第一項に規定する遺族をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年一元化法附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた厚生年金保険法による遺族厚生年金（当該者の死亡に係るものに限る。以下この号において同じ。）を受けることができること若しくは同条第四項若しくは第五項」に、「により同法による退職共済年金」を「により同法による遺族厚生年金」に改め、同項第十一号中「国の施行法第八条若しくは第九条（同法第二十二条第一項、第二十三条第一項及び第四十八条第一項において準用する場合を含む。）又は第二十五条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法」を「平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定」に改め、「除く。」の下に「又はその者の遺族が同項の規定による遺族共済年金（当該者の死亡に係るものに限る。）を受けられることができること（同号に該当する場合を除く。）」を加え、同項第十二号中「新地方公務員等共済組合法附則第二十八条の四第一項」を「平